

FMCだより

10月といえば「体育の日」がありますね。スポーツの秋ということで、運動不足の方は何か始めてみてはいかがでしょうか。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



10
2013

税理士法人 FMC

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号

TEL：0282-27-8833／FAX：0282-27-8830



今年の年末調整の注意点

10月といえば、年末に向けてお金の回収や支払、年末年始の物流に配慮した在庫確保等、やるべきことが多くあります。特に、給料を支払っている役員や従業員に対する『年末調整』が控えています。スケジュール管理は普段以上に大切な時期でしょう。

年末調整の計算は12月に行いますが、準備は10月からはじめると年末にあわてることがないでしょう。今年の年末調整の注意点と、10月に行っておくといふ年末調整の事項をお届けします。

平成25年分 年末調整の注意点

平成25年は復興特別所得税が開始された年でもあり、また、年収1,500万円を超える場合の給与所得控除額が245万円に頭打ちとなった年でもあります。これらは、すでに毎月支払う源泉徴収税額表で考慮済みのため、年末調整のときに大きく変動する項目ではありません。しかし、いずれも税負担が重くなる事項であるため、前年分の年税額との比較をする際にその点は頭の隅に置いておくとういでしょう。

また、年税額計算の際に行う端数処理について注意します。具体的には、従来通り計算した税額に復興特別所得税の102.1%を乗じた後に100円未満切捨てを行います。

10月に行っておくとよい年末調整の事項

年末調整で最初に行うことは、年末調整の対象となる人とならない人の確認作業です。

年末調整の対象となる人には各種書類を配布し、必要書類の準備や記入、提出を行ってもらわなければなりません。一方、対象とならない人にはこのような手配を行う必要はなく、書類の準備や提出等を行ってもらう必要もありません。対象となるか否かの確認は重要ですから、判断を誤らないようにしましょう。

年末調整の対象となる人；

次のいずれの要件にも該当する人です。

- ① 本年最後の給与の支払時に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人
 …源泉徴収税額表の「甲」欄を用いて税額を計算している人
- ② 本年中の給与総額が2,000万円以下の人

つまり、給与総額が2,000万円を超える人や、源泉徴収税額表の「乙」や「丙」欄を用いて税額計算をしている人は、年末調整の対象とはなりません。

また、本来甲欄を用いて税額を計算するには「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出が必要です。まだ未提出の人がいる場合には、年末調整を行うときまでに提出をしてもらうよう手配しましょう。





消費税増税にあわせて受ける すまい給付金とは

消費税増税に伴う個人負担軽減のための措置として代表的なのは、住宅ローン控除の拡充でしょう。ただし住宅ローン控除はあくまでも税負担が軽減される措置であることから、税負担が少ない場合は当然ながら軽減額も少ない、という状況があります。そのため、本来所得税のみの軽減措置である住宅ローン控除が住民税でも一部適用されていますが、消費税増税で出ていくお金は増えても税負担は減らない場合がより一層増えると予想されます。このような税負担が少ない、とりわけ年収が低いあるいは扶養親族が多い個人に向けて、消費税増税にあわせた負担軽減のための措置が設けられようとしています。それが、「すまい給付金」です。

すまい給付金

すまい給付金とは、消費税の税率が5%から8%、10%へと引き上げられることによる住宅購入の負担を緩和するための措置として導入が予定されている制度です。国土交通省が開設した「すまい給付金」のホームページ (<http://sumai-kyufu.jp/index.html>) によれば、「消費税率8%時は収入額の目安が510万円以下の方を対象に最大30万円、10%時は収入額の目安が775万円以下の方を対象に最大50万円給付すること」が予定されています。住宅ローン控除は税金の負担が軽減される制度のため、負担する税金が多い人ほど有利になるのに対し、すまい給付金は現金給付であり、負担する税金が少ない人ほど給付額が多くなる制度です。すまい給付金はまだ正式な制度として創設されてはいないものの、注目すべき制度であるため概要を確認しておきましょう。

○すまい給付金の対象者（予定）

① 自らの持ち分がある住宅に住む

例. 夫・妻・子の3人で住んでいる

持分：
夫50%
妻50%



かつ

② 負担している税金が一定額以下

例. 消費税率8%の場合

収入額の目安	都道府県民税 の所得割額	給付基礎額
425万円以下	6.89万円以下	30万円
425万円超 475万円以下	6.89万円超 8.39万円以下	20万円
475万円超 510万円以下	8.39万円超 9.38万円以下	10万円

※収入額の目安は扶養親族が1人いた場合のモデル試算です。
神奈川県は他と税率が異なるため、所得割額は異なります。

○給付額（予定）

給付
基礎額



持分

例. 上記例で、給付基礎額が次であった場合の給付額

夫・・・給付基礎額10万円 → 5万円 (10万円×50%)
妻・・・給付基礎額30万円 → 15万円 (30万円×50%)
それぞれ申請することで給付額が受取れます。

このすまい給付金は、住宅ローンを組んでいなくても対象となる場合があります。この場合、追加条件として対象者が50歳以上であることと、収入額の目安が650万円以下であることなどが加わる予定です。また、住宅の性能や面積に一定の条件はあるものの、新築だけでなく中古でも対象となる場合があります。ただし、個人間の住宅の売買はそもそも消費税の課税対象とはならないため、この制度の対象にはなりません。

すまい給付金の最終調整は消費税の増税決定とあわせて行われるものと予想されますが、住宅購入を予定されている方は上のURLで用意されているシミュレーションでいくら給付が受けられるのか、試算を行ってみるとよいでしょう。



変更となった専業主婦（夫）の年金の取扱い

老齢年金の受給開始年齢を現行よりも更に引き上げようという意見が浮上するなど、公的年金に関する議論は、政府の継続的かつ重要課題として扱われています。それと同時に、何らかの原因により年金がまったく受給できない人に対する救済策についても議論が進められています。そこで今回は、7月1日より始まった年金の不整合記録に対する取扱いと特例措置について説明しましょう。

1. 国民年金被保険者の分類

国民年金の被保険者は、一般的には、20歳以上60歳未満の自営業者・学生・無業者等の「第1号被保険者」、会社員・公務員の「第2号被保険者」、第2号被保険者に扶養される年収130万円未満の20歳以上60歳未満の配偶者である「第3号被保険者」の3つに区分されます。今回、本来であれば、第1号被保険者であったにも関わらず、第3号被保険者のままとされている記録（これを「不整合記録」と呼びます）について、取扱いが変更されました。

2. 不整合記録が発生する可能性のある人

不整合記録が発生するケースには以下のような事例があります。

- ・サラリーマンの夫（妻）が会社を退職した
- ・サラリーマンの夫（妻）が亡くなった
- ・サラリーマンの夫（妻）と離婚した
- ・妻（夫）自身の年収が130万円以上となり健康保険の被扶養者ではなくなった

このような場合には第3号被保険者から第1号被保険者となる届出を行い、国民年金保険料を納付しなければなりません。これまで届出が漏れるケースが発生していました。その際、届出遅れが2年を超えるようなケースでは、後日届出を行ったとしても、最大2年間しか国民年金保険料を遡及して納付することができず、2年を超える部分については、未納期間として取り扱われることになっていました。それが、今回改めて届出を行うことで、2年以上前の期間は「受給資格期間」として算入されることになりました。

3. 受給資格期間に算入されることのメリット

年金を受け取るためには、一定の受給資格期間が必要になります。逆にこの受給資格期間を満たさない場合には、たとえ国民年金保険料を納めた期間があったとしても、年金を受け取ることができません。今回、これまで未納期間となっていた部分が受給資格期間となることで、年金額には反映されないものの、年金の受給資格期間に算入されます。未納期間とされることでまったく年金が支給されない人について、年金が支給される場合があります。

4. 平成27年4月より開始される特例追納

受給資格期間への算入と合わせ、平成27年4月からは本来は遡及して支払うことができない期間についても、最大10年間、国民年金保険料を追加で支払うことが認められることになっています。これにより、受給資格期間として算入されるのみではなく、年金額を増加させることができますようになります。なお、その期間は平成30年3月31日までの3年間で予定されています。

不整合記録がある人については、個別に通知が行われることになっており、実際に手元に届いている人もいます。従業員やその家族から相談があった場合には、届出に協力できるようにしましょう。



後継経営者が感じた 事業承継のタイミング

経営者にとって、いつの時点で後継者に事業を引き継ぐかを決めるのは、簡単ではないといわれます。ここでは、そんな経営者の方々に、事業承継を行う上で参考になるかもしれないデータをご紹介します。

ちょうど良いと感じる割合は40代が最高

中小企業庁が4月に発表した2013年版中小企業白書（※）から、現経営者が事業承継をした年齢別に承継のタイミングについてどう思ったかを聞いた結果は右表の通りです。

どの年齢階級でも「ちょうど良い時期だった」という割合が最も高くなっています。ただし、その割合は40～49歳で最も高く、73.3%となりました。また50歳以上よりも40歳未満の年齢の方が、「ちょうど良い時期だった」とする割合が高くなっています。

一方、承継時の年齢が高いほど、事業承継の時期は「もっと早い時期の方が良かった」とする割合が高いことがわかります。

現経営者の事業承継時の年齢別事業承継のタイミング

年齢階級	回答者数	もっと遅い 時期の方が 良かった	ちょうど良い 時期だった	もっと早い 時期の方が 良かった
	(人)	(%)		
40歳未満	514	21.6	69.1	9.3
40～49歳	576	5.7	73.3	21.0
50～59歳	340	6.2	56.8	37.1
60歳以上	176	6.8	50.6	42.6

中小企業庁「2013年版中小企業白書」より作成

自社にとっての最適な事業承継の時期は？

また上記白書から、上表での回答別に平均年齢を求めると、右表のようになります。

ちょうど良いと回答した経営者の平均年齢は43.7歳、もっと早い時期の方が良かったとする経営者の平均年齢は50.4歳となっています。このデータをみる限り、後継者からみたちょうど良い事業承継年齢は40代で、50代になると「もっと早い時期の方が良かった」とする割合が高くなっていくといえそうです。

現経営者の事業承継時の平均年齢

年齢	(歳)	もっと遅い 時期の方が 良かった	ちょうど良い 時期だった	もっと早い 時期の方が 良かった
		38.5	43.7	50.4
回答数	(人)	177	1,059	370

中小企業庁「2013年版中小企業白書」より作成

とはいえ企業にはそれぞれ事情はあり、譲る側である現経営者の意向もあります。現経営者からみた後継者は頼りないと感じる部分が多く、事業承継が遅くなるというケースは少なくありません。事業承継を考えなくてはならない時期に来ている企業はもちろん、まだ必要ない企業にとっても、自社にとっての事業承継の最適な時期を考えておくことは、スムーズな事業承継を進めるにあたって、非常に重要といえるでしょう。

（※）中小企業庁2013年版中小企業白書126ページの中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」（2012年11月、（株）野村総合研究所）のデータです。詳細は以下の中小企業庁サイトにある中小企業白書で確認できます。
http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H25/PDF/h25_pdf_mokuji.html



PC廃棄時に困る データ消去方法のご紹介

2014年4月9日のWindowsXPのサポート終了（※）に伴い、パソコンの買い替えをお考えの方も多いのではないのでしょうか。

パソコン買い替え時の悩みの一つがデータの消去です。長年使用したパソコンは個人情報の宝庫です。アドレス帳にはたくさんの人の情報も入っていますし、仕事上で使ったデータやクレジットカード情報なども記録されています。

パソコンのデータは、たとえハードディスクを初期化しても完全に消える訳ではなく、復元しようと思えばできてしまいます。

パソコンのデータを完全に消去する方法

そこでデータを完全に消去する方法を4つご紹介します。

(1) メーカーの情報を調べる

一番簡単なのがメーカーに任せてしまうことです。各メーカーのサイトで回収やリサイクル情報などを案内しています。

【メーカー受付窓口一覧 http://www.pc3r.jp/home/partner_list.html】

(2) 市販のデータ消去ソフトを使う

市販されているデータ消去をする専用ソフトを購入し、ハードディスクのデータを消去する方法です。ハードディスクを丸ごと消去するソフトやピンポイントにデータを消去できるものもあります。市販のソフトだけでなく、各メーカーからもデータ消去プログラムが提供されています。

【メーカー別データ消去プログラム http://www.pc3r.jp/common/dataerase_program.html】

(3) 専門業者に依頼する

ソフトを購入したり、自分でデータ消去をしたりするのは・・・という方におすすめなのが、廃棄専門業者に依頼することです。パソコンを業者に送るか、持ち込むだけなので、簡単に依頼することができますが、データ消去の証明書などを発行してくれるなど信頼のおける業者を選ぶことが大切です。

(4) ハードディスクを物理的に破壊する

パソコンからハードディスクを取り出してハンマーやドリルで破壊し、物理的にデータを読み込めないようにする方法です。ただ自宅などで破壊するのは危険を伴うので、ハードディスクを持ち込んで目の前で破壊してくれるサービスを使うと安全です。

【ソフマップハードディスク破壊サービス http://www.sofmap.com/tenpo/topics/exec/_/id=tp00025/-/sid=0】

パソコンの買い替えはデータ移行などやることがたくさんあり大変ですが、古いパソコンのデータ消去も忘れずに行いましょう。

※注意※

ここでご紹介した方法は、データの漏洩や復元の回避を保証するものではありません。データ消去する場合はバックアップを取るか、新パソコンに移行してから行う必要があります。ご自身の判断と責任のもとで行ってください。

（※）WindowsXPサポート終了の案内

http://www.microsoft.com/ja-jp/windows/lifecycle/xp_eos.aspx



年末年始は、大きな資金が必要となる時期です。年末を前に資金繰りを計画しましょう。
特に未収債権の回収促進に努めましょう。

2013年10月

お仕事備忘録

1. 年末にかけての資金繰り計画

2. 労働保険料第2期分の納付（延納申請した場合）

3. 労働者死傷病（軽度）報告提出

4. 定時決定の反映と新しい保険料率による控除

5. 各都道府県で地域別最低賃金額が変わります

6. 冬季賞与の資料・情報収集

7. 歳暮・年賀状の準備開始

1. 年末にかけての資金繰り計画

年末にかけての年度後半は、賞与資金など大きな支出の他に様々な諸経費も増える時期です。資金繰りは大丈夫ですか？下期の資金計画をたてましょう。
資金繰りには売掛金の回収促進や在庫などの管理が重要です。場合によっては、買掛金の支払などの遅延が発生してしまい、信用を失う可能性もあります。
未収債権の把握をし、滞留しているものがあれば営業担当者などに回収を促します。

2. 労働保険料第2期分の納付（延納申請した場合）

労働保険の概算保険料は、年度更新の際に延納申請すると3期に分割して納付することができます。今月は口座振替を利用しない場合の第2期分の納付期限です。

3. 労働者死傷病（軽度）報告提出

業務災害が発生した場合、「労働者死傷病報告」を労働基準監督署に提出しなければいけません。業務中の軽度の事故・疾病が原因で休業日数が1～3日ある場合は、暦年の四半期ごとにまとめ、翌月（4・7・10・1月）末までに届ける必要があります。
今月は7月から9月分の報告となります。
また、4日以上の場合は、個々のケースごとに報告が必要なので注意しましょう。

4. 定時決定の反映と新しい保険料率による控除

定時決定により、9月からは新たに改定された社会保険料が適用されますが、従業員からの社会保険料の控除を翌月に行っている場合、10月から控除することになります。
また、平成25年9月分（10月納付分）から厚生年金保険の保険料率が改定されていますので、新しい保険料額表をご確認ください。

5. 各都道府県で地域別最低賃金額が変わります

今月より地域別最低賃金額が変わります。各都道府県によって適用となる月日が異なっていますので、金額および発効年月日を確認しておきましょう。

6. 冬季賞与の資料・情報収集

冬の賞与支給に向けて、情報収集を行います。
各機関からの資料・情報収集、会社の業績資料より原資を検討、部門・個別評価と配分の決定等の準備を進めましょう。

7. 歳暮・年賀状の準備開始

10月は年末年始のご挨拶の準備に取り掛かる時期です。
昨年の実績、今年の中元の発送先を洗い出し、どこへ歳暮を贈るのか、住所やあて先の氏名、役職名の変更はないのかなど、担当者等と連絡を取り合って確認をします。
また例年、11月頃にはお年玉つき年賀はがきが発売されます。必要枚数を確認すると同時に、今年の発送実績をまとめて、来年も発送するのか、喪中先はないのかなどのチェックもはじめましょう。
歳暮・年賀状とも同時進行でいかなければならないため、少しでも余裕をもてるよう、この時期からはじめるのが得策です。



2013.10

10月は、年の終盤です。やり残しがないように、進捗の確認や計画の見直しを随時行いましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	火	仏滅	●全国労働衛生週間(～7日(月)まで) ●大学生への採用内定の通知開始 ●高齢者雇用支援月間
2	水	大安	
3	木	赤口	
4	金	先勝	
5	土	先負	
6	日	仏滅	
7	月	大安	
8	火	赤口	寒露
9	水	先勝	
10	木	友引	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(9月分) ●一括有期事業開始届(建設業)届出
11	金	先負	
12	土	仏滅	
13	日	大安	
14	月	赤口	体育の日
15	火	先勝	
16	水	友引	
17	木	先負	
18	金	仏滅	
19	土	大安	
20	日	赤口	
21	月	先勝	
22	火	友引	
23	水	先負	霜降
24	木	仏滅	
25	金	大安	
26	土	赤口	
27	日	先勝	
28	月	友引	
29	火	先負	
30	水	仏滅	
31	水	大安	●健康保険・厚生年金保険料の支払(9月分) ●労働保険料の納付(第2期分)※口座振替を利用しない場合 ●労働者死傷病(軽度)報告提出(休業日数1～3日の労災事故[7月～9月]について報告) ●個人の県民税・市町村民税の納付(普通徴収・第3期分)※市町村の条例で定める日まで